

介護予防訪問サービスにおける指定第一号訪問事業

ホームヘルプ八千代 運営規定

(事業の目的)

第1条

社会医療法人財団新和会 ホームヘルプ八千代（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の終了者（以下「訪問介護員等」という。）が、支援が必要な状態にある高齢者に対し、適正な介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うこととする。
- 2 事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を地域包括支援センター担当者へ報告することとする。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ホームヘルプ八千代
- 2 所在地 安城市東栄町一丁目10番1号
八千代在宅ケアセンター 2階

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 介護福祉士 常勤兼務 1名（サービス提供責任者と兼務）
管理者は事業所の従事者及び業務の管理を一元的に行うと共に、従事者に事業に関する法令等の規程を順守させるため必要な指揮命令を行う。また自らも介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業の提供にあたるものとする。

2 サービス提供責任者 1人以上（常勤換算）

サービス提供責任者は次に掲げる事項を行う。

- ① 介護サービス計画書の作成・変更を行い、利用の申し込みに係る調整をすること。
- ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等地域包括支援センター等との連携にすること。
- ③ 訪問介護員に対し具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ④ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

3 訪問介護員：2.5人以上（常勤換算）

訪問介護員等は、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号訪問事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日とする。

ただし、祝祭日、振替休日、12月29日から1月3日までを除く。

2 営業時間 午前8時25分～午後5時までとする。

（事業の内容及び利用料）

第6条

1 介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号訪問事業の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、安城市が定めた額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額とする。

- (1) 訪問型独自サービス 1 1 …1週間に1回程度
- (2) 訪問型独自サービス 1 2 …1週間に2回程度
- (3) 訪問型独自サービス 1 3 …1週間に2回を超えた場合
- (4) 訪問型独自サービス 2 1 …標準的内容
- (5) 訪問型独自サービス 2 2 …生活援助中心 20分以上 45分未満
- (6) 訪問型独自サービス 2 3 …生活援助中心 45分以上
- (7) 生活支援訪問サービス回数

2 8条の通常の事業の実施区域を越えて行う事業に要した交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所の実施地域を超える地点から、片道5キロメートル未満 250円
- (2) 事業所の実施地域を超える地点から、片道10キロメートル未満 500円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号訪問事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。

(通常の事業の実施地域)

第8条 介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業の実施地域は、安城市(今池町、東栄町、高木町、桜町、緑町、井杭山町、今本町、里町、浜屋町、宇頭茶屋町、橋目町、尾崎町、東別所町、西別所町、別郷町、北山崎町、大岡町、山崎町、新明町、東新町、法連町、浜富町、新田町、大東町、弁天町、池浦町、住吉町、篠目町、箕輪町、三河安城町、三河安城東町、三河安城本町、三河安城南町、二本木町、二本木新町、美園町、城南町、大山町、百石町、小堤町、花ノ木町、末広町、明治本町、昭和町、相生町、横山町)

(その他運営についての留意事項)

第9条

- 1 事業所は、すべての訪問介護員等(登録訪問介護員等を含む。以下同じ)に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む)を実施する。
なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後2カ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断を定期的実施する。
- 3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営規定に関する重要事項は社会医療法人財団新和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

2 (ハラスメント、虐待の対応)

第10条

- 1 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - 二. 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
 - 三. 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年2回以上)実施すること。
 - 四. 全三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村へ通報するものとする。

第 11 条

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施していません。

附則 この規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 5 月 13 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 8 月 1 日改正

平成 30 年 9 月 1 日改正

平成 31 年 4 月 1 日改正

令和元年 10 月 1 日改定

令和 2 年 4 月 1 日改定

令和 2 年 6 月 1 日改定

令和 2 年 8 月 1 日改訂

令和 2 年 9 月 1 日改訂

令和 3 年 10 月 1 日改定

令和 3 年 4 月 1 日改定

令和 3 年 6 月 1 日改定

令和 4 年 6 月 10 日改定

令和 4 年 10 月 1 日改定

令和 5 年 4 月 1 日改定

令和 6 年 4 月 1 日改定

令和 6 年 6 月 1 日改定

令和 6 年 7 月 31 日改訂